

**【特定事業所加算Ⅲの要件】**

- (1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること
- (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること
- (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用等の相談に対応する体制を確保していること
- (5) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- (6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること
- (7) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
- (8) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- (9) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は45名未満）であること
- (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること
- (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
- (12) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること